

令和2年版発行 川崎市宅地開発指針

修正箇所一覧表

平成29年版（平成29年10月1日発行）からの主な修正は次のとおりです。

令和2年7月1日
まちづくり局指導部宅地企画指導課
宅地企画担当

川崎市宅地開発指針 新旧対照表（正誤表）

当新旧対照表（正誤表）は、令和2年7月1日時点の修正箇所を記載しております。

ページ	旧（誤）	新（正）
6	<p>(2) ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱 [担当：まちづくり局建築指導課] 適用範囲 ワンルーム住戸（専用面積[ベランダ、バルコニー、メーターボックス、パイプスペースを除く]が25㎡未満の住戸をいう。）を第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内にあつては10戸以上、その他の地域内にあつては15戸以上の[ワンルーム形式集合住宅]等を計画する場合に適用されます。 指導概要 施設管理面に対する指導等を行います。</p>	<p>(2) ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱 [担当：まちづくり局建築管理課] 適用範囲 ワンルーム住戸（専用面積[ベランダ、バルコニー、メーターボックス、パイプスペースを除く]が30㎡未満の住戸をいう。）を第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内にあつては10戸以上、その他の地域内にあつては15戸以上の[ワンルーム形式集合住宅]等を計画する場合に適用されます。 指導概要 <u>建築及び管理</u>に対する指導等を行います。</p>
6	<p>(4) 川崎市都市景観条例 [担当：まちづくり局 景観担当]</p> <p>ア 景観計画区域内（市内全域とする。ただし、景観計画特定地区を除く）において、次のいずれかの規模に該当する建築物又は工作物の新築等の行為を行う場合 (ア) 周囲の接する最も低い地盤からの高さが、第1種高度地区は10m、第2種高度地区は15m、第3種及び第4種高度地区は20m、その他の地区は31mを超える建築物及び工作物（塔屋や広告塔を含めた高さとし、既存の建築物に広告塔や工作物を設ける場合も対象）</p> <p>(イ) 延べ面積が10,000㎡を超える建築物（増築の場合は、新たに増える部分の延べ面積が対象）</p> <p>(ウ) 最も長く見える見付の壁面の長さが70mを超える建築物（増築の場合は、新たに増える部分が届出の対象）</p>	<p>(4) 川崎市都市景観条例 [担当：まちづくり局 景観・<u>地区まちづくり支援</u>担当]</p> <p>ア 景観計画区域内（市内全域とする。ただし、景観計画特定地区を除く）において、次のいずれかの規模に該当する建築物又は工作物の新築等の行為を行う場合 (ア) 周囲の<u>地面と接する位置の平均の高さにおける水平面（それらの接する位置の高低差が3メートルを超えるものにあつては、それらの周囲に接する地面のうち最も低い地面）からの高さが</u>、第1種高度地区<u>及び市街化調整区域</u>では10m、第2種高度地区では15m、第3種・第4種高度地区では20m、その他の地区では31mを超える建築物及び工作物（塔屋や広告塔を含めた高さとし、既存の建築物に<u>屋上</u>広告塔や工作物<u>など</u>を設ける場合も対象）</p> <p>(イ) 延べ面積が10,000㎡を超える建築物（増築の場合は、新たに増える部分の延べ面積が対象）</p> <p><u>(イ) 最も長く見える見付の壁面の長さが第1種高度地区及び市街化調整区域では30m、第2種高度地区では50m、第3種・第4種高度地区、その他の地区では70mを超える建築物（増築の場合は、新たに増える部分が届出の対象）</u></p>

7	(5) 川崎市建築物環境配慮制度 (CASBEE 川崎) [担当: まちづくり局建築指導課]	(5) 川崎市建築物環境配慮制度 (CASBEE 川崎) [担当: まちづくり局建築管理課]																														
7	(6) 川崎市福祉のまちづくり条例 [担当: まちづくり局企画課、まちづくり局建築指導課、各区役所道路公園センター、建設緑政局みどりの協働推進課]	(6) 川崎市福祉のまちづくり条例 [担当: まちづくり局企画課 、まちづくり局建築管理課、各区役所道路公園センター、建設緑政局みどりの協働推進課]																														
7	(7) 地域の自主協定 [担当: まちづくり局 建築審査課、景観担当]	(7) 地域の自主協定 [担当: まちづくり局 建築審査課、景観・ <u>地区まちづくり支援</u> 担当]																														
21	事前届 → 提出	事前届出書 → 提出																														
21	事前届受付	事前届出書受付																														
21	環境アセス適用 掲示板設置	環境アセス適用 掲示板設置 → 掲示板設置届受理																														
21	事業概要書受付	事業概要書受理																														
21	アセス条例に基づく手続き	→ 標識設置届受理 アセス条例に基づく手続き																														
21	許可 → 通知 → まちづくり調整課 →	許可 → 通知 →																														
24	<table border="1"> <tr> <td>建築</td> <td>建築基準法 「川崎市建築基準条例」</td> <td>まちづくり局 建築審査課</td> <td>044-200-3020</td> <td>※接道の許可に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>044-200-3016</td> <td>※予定建築物に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>044-200-3045</td> <td></td> </tr> </table>	建築	建築基準法 「川崎市建築基準条例」	まちづくり局 建築審査課	044-200-3020	※接道の許可に関すること				044-200-3016	※予定建築物に関すること				044-200-3045		<table border="1"> <tr> <td>建築</td> <td>建築基準法 「川崎市建築基準条例」</td> <td>まちづくり局 建築審査課</td> <td>044-200-3020</td> <td>※接道の許可に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>044-200-3016</td> <td>※予定建築物に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>044-200-3045</td> <td></td> </tr> </table>	建築	建築基準法 「川崎市建築基準条例」	まちづくり局 建築審査課	044-200-3020	※接道の許可に関すること				044-200-3016	※予定建築物に関すること				044-200-3045	
建築	建築基準法 「川崎市建築基準条例」	まちづくり局 建築審査課	044-200-3020	※接道の許可に関すること																												
			044-200-3016	※予定建築物に関すること																												
			044-200-3045																													
建築	建築基準法 「川崎市建築基準条例」	まちづくり局 建築審査課	044-200-3020	※接道の許可に関すること																												
			044-200-3016	※予定建築物に関すること																												
			044-200-3045																													
24	<table border="1"> <tr> <td>建築</td> <td>建築基準法 「川崎市建築協定条例」</td> <td>まちづくり局 景観担当</td> <td>044-200-3022</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>044-200-3025</td> <td></td> </tr> </table>	建築	建築基準法 「川崎市建築協定条例」	まちづくり局 景観担当	044-200-3022					044-200-3025		<table border="1"> <tr> <td>建築</td> <td>建築基準法 「川崎市建築協定条例」</td> <td>まちづくり局 景観・<u>地区まちづくり支援</u>担当</td> <td>044-200-3022</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>044-200-3025</td> <td></td> </tr> </table>	建築	建築基準法 「川崎市建築協定条例」	まちづくり局 景観・ <u>地区まちづくり支援</u> 担当	044-200-3022					044-200-3025											
建築	建築基準法 「川崎市建築協定条例」	まちづくり局 景観担当	044-200-3022																													
			044-200-3025																													
建築	建築基準法 「川崎市建築協定条例」	まちづくり局 景観・ <u>地区まちづくり支援</u> 担当	044-200-3022																													
			044-200-3025																													
24	<table border="1"> <tr> <td>建築</td> <td>「川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱」</td> <td>まちづくり局 建築指導課 誘導促進担当</td> <td>044-200-3088</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>「省エネルギー法」</td> <td>建築指導課 省エネ・CASBEE 担当</td> <td>044-200-3026</td> <td></td> </tr> </table>	建築	「川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱」	まちづくり局 建築指導課 誘導促進担当	044-200-3088			「省エネルギー法」	建築指導課 省エネ・CASBEE 担当	044-200-3026		<table border="1"> <tr> <td>建築</td> <td>「川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱」</td> <td>まちづくり局 建築管理課 誘導促進担当</td> <td>044-200-3088</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>「建築物省エネ法」</td> <td>建築管理課 省エネ・CASBEE 担当</td> <td>044-200-3026</td> <td></td> </tr> </table>	建築	「川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱」	まちづくり局 建築管理課 誘導促進担当	044-200-3088			「建築物省エネ法」	建築管理課 省エネ・CASBEE 担当	044-200-3026											
建築	「川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱」	まちづくり局 建築指導課 誘導促進担当	044-200-3088																													
	「省エネルギー法」	建築指導課 省エネ・CASBEE 担当	044-200-3026																													
建築	「川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱」	まちづくり局 建築管理課 誘導促進担当	044-200-3088																													
	「建築物省エネ法」	建築管理課 省エネ・CASBEE 担当	044-200-3026																													
24	<table border="1"> <tr> <td>地区計画</td> <td>都市計画法</td> <td>まちづくり局 景観担当</td> <td>044-200-3022</td> <td>※建築制限</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>044-200-3025</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>まちづくり局都市計画課</td> <td>044-200-2746</td> <td>※再開発等促進区</td> </tr> </table>	地区計画	都市計画法	まちづくり局 景観担当	044-200-3022	※建築制限				044-200-3025				まちづくり局都市計画課	044-200-2746	※再開発等促進区	<table border="1"> <tr> <td>地区計画</td> <td>都市計画法</td> <td>まちづくり局 景観・<u>地区まちづくり支援</u>担当</td> <td>044-200-3022</td> <td>※建築制限</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>044-200-3025</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>まちづくり局都市計画課</td> <td>044-200-2712</td> <td>※再開発等促進区</td> </tr> </table>	地区計画	都市計画法	まちづくり局 景観・ <u>地区まちづくり支援</u> 担当	044-200-3022	※建築制限				044-200-3025				まちづくり局都市計画課	044-200-2712	※再開発等促進区
地区計画	都市計画法	まちづくり局 景観担当	044-200-3022	※建築制限																												
			044-200-3025																													
		まちづくり局都市計画課	044-200-2746	※再開発等促進区																												
地区計画	都市計画法	まちづくり局 景観・ <u>地区まちづくり支援</u> 担当	044-200-3022	※建築制限																												
			044-200-3025																													
		まちづくり局都市計画課	044-200-2712	※再開発等促進区																												
25	<table border="1"> <tr> <td>環境配慮</td> <td>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」</td> <td>まちづくり局 建築指導課省エネ・CASBEE 担当</td> <td>044-200-3026</td> <td></td> </tr> </table>	環境配慮	「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」	まちづくり局 建築指導課省エネ・CASBEE 担当	044-200-3026		<table border="1"> <tr> <td>建築物環境配慮</td> <td>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」</td> <td>まちづくり局 建築管理課省エネ・CASBEE 担当</td> <td>044-200-3026</td> <td></td> </tr> </table>	建築物環境配慮	「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」	まちづくり局 建築管理課省エネ・CASBEE 担当	044-200-3026																					
環境配慮	「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」	まちづくり局 建築指導課省エネ・CASBEE 担当	044-200-3026																													
建築物環境配慮	「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」	まちづくり局 建築管理課省エネ・CASBEE 担当	044-200-3026																													
25	<table border="1"> <tr> <td>店舗</td> <td>大規模小売店舗立地法 「川崎市大規模小売店舗立地法運用要項」</td> <td>経済労働局 商業振興課</td> <td>044-200-2356</td> <td>※店舗面積が1,000㎡以上の小売業を行うための店舗の立地に関すること</td> </tr> </table>	店舗	大規模小売店舗立地法 「川崎市大規模小売店舗立地法運用要項」	経済労働局 商業振興課	044-200-2356	※店舗面積が1,000㎡以上の小売業を行うための店舗の立地に関すること	<table border="1"> <tr> <td>店舗</td> <td>大規模小売店舗立地法 「川崎市大規模小売店舗立地法運用要項」</td> <td>経済労働局 商業振興課</td> <td>044-200-2356</td> <td>※店舗面積が1,000㎡以上の大規模小売店舗の新設、変更に関すること</td> </tr> </table>	店舗	大規模小売店舗立地法 「川崎市大規模小売店舗立地法運用要項」	経済労働局 商業振興課	044-200-2356	※店舗面積が1,000㎡以上の大規模小売店舗の新設、変更に関すること																				
店舗	大規模小売店舗立地法 「川崎市大規模小売店舗立地法運用要項」	経済労働局 商業振興課	044-200-2356	※店舗面積が1,000㎡以上の小売業を行うための店舗の立地に関すること																												
店舗	大規模小売店舗立地法 「川崎市大規模小売店舗立地法運用要項」	経済労働局 商業振興課	044-200-2356	※店舗面積が1,000㎡以上の大規模小売店舗の新設、変更に関すること																												
25	<table border="1"> <tr> <td>工場</td> <td>工場立地法 「川崎市工業系地域内住宅建設事業調整要綱」</td> <td>経済労働局 工業振興課</td> <td>044-200-3936</td> <td></td> </tr> </table>	工場	工場立地法 「川崎市工業系地域内住宅建設事業調整要綱」	経済労働局 工業振興課	044-200-3936		<table border="1"> <tr> <td>工場住宅</td> <td>工場立地法 「川崎市工業系地域内住宅建設事業調整要綱」 「川崎市特別工業地区内工場等建築指導要綱」</td> <td>経済労働局 工業振興課</td> <td>044-200-3936</td> <td></td> </tr> </table>	工場住宅	工場立地法 「川崎市工業系地域内住宅建設事業調整要綱」 「川崎市特別工業地区内工場等建築指導要綱」	経済労働局 工業振興課	044-200-3936																					
工場	工場立地法 「川崎市工業系地域内住宅建設事業調整要綱」	経済労働局 工業振興課	044-200-3936																													
工場住宅	工場立地法 「川崎市工業系地域内住宅建設事業調整要綱」 「川崎市特別工業地区内工場等建築指導要綱」	経済労働局 工業振興課	044-200-3936																													
25	<table border="1"> <tr> <td>廃棄物処理</td> <td>建設リサイクル法</td> <td>まちづくり局 建築指導課 誘導促進担当</td> <td>044-200-3088</td> <td>※～</td> </tr> </table>	廃棄物処理	建設リサイクル法	まちづくり局 建築指導課 誘導促進担当	044-200-3088	※～	<table border="1"> <tr> <td>廃棄物処理</td> <td>建設リサイクル法</td> <td>まちづくり局 建築管理課 誘導促進担当</td> <td>044-200-3088</td> <td>※～</td> </tr> </table>	廃棄物処理	建設リサイクル法	まちづくり局 建築管理課 誘導促進担当	044-200-3088	※～																				
廃棄物処理	建設リサイクル法	まちづくり局 建築指導課 誘導促進担当	044-200-3088	※～																												
廃棄物処理	建設リサイクル法	まちづくり局 建築管理課 誘導促進担当	044-200-3088	※～																												

26	農業振興センター	都市農業振興センター																																																		
26	土地売買等届出 国土利用計画法 財政局 資産運用課 044-200-2085	土地売買等届出 国土利用計画法 財政局 資産運用課 044-200-0563																																																		
26	<table border="1"> <tr> <td>人にやさしいまちづくり</td> <td>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</td> <td>まちづくり局建築指導課 誘導促進担当</td> <td>044-200-3088</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>「川崎市福祉のまちづくり条例」</td> <td>まちづくり局企画課</td> <td>044-200-2703</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>まちづくり局建築指導課 誘導促進担当</td> <td>044-200-3088</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>建設緑政局企画課</td> <td>044-200-2765</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>建設緑政局 みどりの協働推進課</td> <td>044-200-2391</td> <td></td> </tr> </table>	人にやさしいまちづくり	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	まちづくり局建築指導課 誘導促進担当	044-200-3088			「川崎市福祉のまちづくり条例」	まちづくり局企画課	044-200-2703				まちづくり局建築指導課 誘導促進担当	044-200-3088				建設緑政局企画課	044-200-2765				建設緑政局 みどりの協働推進課	044-200-2391		<table border="1"> <tr> <td>福祉のまちづくり</td> <td>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</td> <td>まちづくり局建築管理課 誘導促進担当</td> <td>044-200-3088</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>「川崎市福祉のまちづくり条例」</td> <td>まちづくり局企画課</td> <td>044-200-2703</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>まちづくり局建築管理課 誘導促進担当</td> <td>044-200-3088</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>建設緑政局企画課</td> <td>044-200-2765</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>建設緑政局 みどりの協働推進課</td> <td>044-200-2391</td> <td></td> </tr> </table>	福祉のまちづくり	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	まちづくり局建築管理課 誘導促進担当	044-200-3088			「川崎市福祉のまちづくり条例」	まちづくり局企画課	044-200-2703				まちづくり局建築管理課 誘導促進担当	044-200-3088				建設緑政局企画課	044-200-2765				建設緑政局 みどりの協働推進課	044-200-2391	
人にやさしいまちづくり	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	まちづくり局建築指導課 誘導促進担当	044-200-3088																																																	
	「川崎市福祉のまちづくり条例」	まちづくり局企画課	044-200-2703																																																	
		まちづくり局建築指導課 誘導促進担当	044-200-3088																																																	
		建設緑政局企画課	044-200-2765																																																	
		建設緑政局 みどりの協働推進課	044-200-2391																																																	
福祉のまちづくり	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	まちづくり局建築管理課 誘導促進担当	044-200-3088																																																	
	「川崎市福祉のまちづくり条例」	まちづくり局企画課	044-200-2703																																																	
		まちづくり局建築管理課 誘導促進担当	044-200-3088																																																	
		建設緑政局企画課	044-200-2765																																																	
		建設緑政局 みどりの協働推進課	044-200-2391																																																	
27	土砂災害 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 神奈川県 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター 044-932-7211 *土砂災害警戒区域	土砂災害 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 神奈川県 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター 044-932-7211 *土砂災害警戒区域 <u>*土砂災害特別警戒区域</u>																																																		
27	都市景観 景観法 「川崎市景観計画」 「川崎市都市景観条例」 「川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例」 まちづくり局 景観担当 044-200-3022 ※～ 044-200-3025 ※～ ※～	都市景観 景観法 「川崎市景観計画」 「川崎市都市景観条例」 「川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例」 まちづくり局 景観・まちづくり支援担当 044-200-3022 ※～ ※～ ※～																																																		
27	通学路 教育委員会 健康教育課 044-200-0357	通学路 教育委員会 健康教育課 044-200-3293																																																		
34	2 地区計画との整合 [担当：まちづくり局景観担当、まちづくり局建築審査課]	2 地区計画との整合 [担当：まちづくり局景観・ <u>地区まちづくり支援担当</u> 、 <u>まちづくり局都市計画課</u> 、まちづくり局建築審査課]																																																		
36	交通管理者との協議について ・延べ面積が10,000㎡（百貨店その他の店舗にあっては売り場面積2,000㎡）以上の建築物	交通管理者との協議について ・延べ面積が10,000㎡（百貨店その他の店舗にあっては売り場面積 <u>1,000㎡</u> ）以上の建築物																																																		
37	総合調整条例に規定する駐車施設に関する事項の取扱要綱	総合調整条例に規定する駐車施設に関する事項の取扱要綱 最新要綱（平成27年3月31日改正）に差替え																																																		
44	表22-1	修正（※別紙1参照）																																																		
93	6 公園敷地の造成 （4）公園敷地には、雨水その他の溢水、流入がないように適切に排水施設その他の設備を設置してください。	6 公園敷地の造成 <u>（4）公園内の土地の傾斜面は、必要に応じて、擁壁、石張り、又は芝張り、その他の緑化工法等により十分な保護をしてください。</u> <u>（5）公園敷地には、雨水その他の水の溢水、流入がないように適切に排水施設その他の設備を設置してください。</u>																																																		
93	7 公園施設 （1）出入口 ウ 道路に面する出入口のうち、少なくとも1ヶ所は身体障害者等の利用及び管理用車両の出入りができる形態及び構造とし、4	7 公園施設 （1）出入口 ウ 道路に面する出入口のうち、少なくとも1ヶ所は身体障害者等の利用及び管理用車両の出入りができる形態及び構造とし、4																																																		

	m以上の有効幅員を確保してください。	m以上の有効幅員を確保してください。また、身体障害者の利用可能な出入口の形態及び構造は「川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル」に準じて設けてください。
94	7 公園施設 (3) 遊戯施設 ア 遊具は3種類以上整備してください。 (表24-3参照)	7 公園施設 (3) 遊戯施設 ア 遊具としての機能を3種類以上もつ遊戯施設を整備してください。(表 24-3 参照)
94	7 公園施設 (5) 公園灯 ア 公園内の園路、広場、その他必要な場所には公園灯を設置してください。 イ 公園灯は、次に掲げる範囲を標準として設置してください。 (ア)公園の面積1000㎡当たり セラミックメタルハイランドランプ拡散形(150W) 1灯 (イ)緑道、緑地 30m当たり セラミックメタルハイランドランプ拡散形(150W) 1灯 ウ 公園灯の点灯は、原則として自動点滅器により行い、配線は地中電線路としてください。 エ 灯具、灯柱、引込柱、自動点滅器その他の製品及び電気材料については、本市の指定する製品又はこれと同等以上の製品を用いてください。 オ 植栽帯内に公園灯及び引込柱を設ける場合は、樹木が覆いかぶさらないように計画してください。	7 公園施設 (5) 公園灯 <u>ア 公園灯は、夜間における公園の安全性を確保するため、園路・広場及び階段など人が歩行する場所が極端に暗くならないように整備(設置)してください。</u> <u>イ 照度については、JIS 照明基準を参考に設定してください。照度分布図を提出願います。</u> <u>ウ 照明灯具は国内メーカーの製品とし、光源はLED(水銀灯100~300W相当)、色温度は電球色を標準とします。(入力電圧100V)</u> <u>エ 灯柱(引込柱含む)ほか、安全開閉器(2P15A)や自動点滅器(JIS2型)等の使用材料は、本市標準又はこれと同等以上の製品を使用してください。</u> <u>オ 公園灯や引込柱は、風速60m/sに耐える構造・基礎強度とします。</u> <u>カ 施工に関して、配線は地中配管配線とし、その他関係法令に従い施行してください。</u> <u>キ 光害対策が必要と思われる場所については、遮光板等を設置してください。</u> <u>ク 植栽帯内に公園灯及び引込柱を設ける場合、樹木や枝が覆いかぶさらないように配置計画してください。</u> <u>ケ 電気の契約種別は「公衆街路灯 A(B)」です。</u> <u>コ その他、詳細については別途協議とします。</u>
108	第5節 排水施設 [排水施設：上下水道局下水道部管路課]	第5節 排水施設 [排水施設：上下水道局下水道部管路課 <u>保全課</u>]
128	(3) ますの設置 ア ますを設置すべき場所は、次の箇所です。 (エ) 建物からの最初のますは、建物より1m程度の位置に設置してください。	(3) ますの設置 ア ますを設置すべき場所は、次の箇所です。 (エ) 建物からの最初のますは、建物より <u>1.5m</u> 程度の位置に設置してください。

128	イ 汚水ます (ア)～(オ) 略	イ 汚水ます(コンクリート製) (ア)～(オ) 略 <u>(カ) 便所からの汚水が上流へ逆流することを防止するため、鋭角に合流するようにますを下流に設置する。このような設置ができない場合は、ますにおける段差を十分確保することが望ましい。</u> <u>(キ) 分流地域の汚水ますの設置については、地形上雨水が滞水しやすい場所を避けること。</u>																																																		
128	ウ 雨水ます	ウ 雨水ます <u>(コンクリート製、ポリプロピレン樹脂製)</u>																																																		
129	<p>表25-14 雨水ます選定表</p> <table border="1" data-bbox="194 613 831 898"> <thead> <tr> <th>ますの内法幅 (cm)</th> <th>ますの深さ (cm)</th> <th>接続管径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>60以下</td> <td>100以下</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>80以下</td> <td>150以下</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>95以下</td> <td>200以下</td> </tr> <tr> <td>φ60 (円形)</td> <td>130以下</td> <td>200以下</td> </tr> <tr> <td>φ70 (円形)</td> <td>155以下</td> <td>250以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 ますの深さが155cmを超える場合は、人孔(マンホール)を使用すること。 2 ますの深さは、下流側の管底までとする。 3 角形ポリプロピレン樹脂製の雨水ますも上表による。</p>	ますの内法幅 (cm)	ますの深さ (cm)	接続管径 (mm)	24	60以下	100以下	30	80以下	150以下	40	95以下	200以下	φ60 (円形)	130以下	200以下	φ70 (円形)	155以下	250以下	<p>表 25-14 雨水ます選定表</p> <table border="1" data-bbox="863 613 1505 987"> <thead> <tr> <th>ますの内法幅 (cm)</th> <th>ますの深さ (cm)</th> <th>接続管径 (mm)</th> <th>構造図呼称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>60以下</td> <td>100以下</td> <td><u>雨水ます1号型</u></td> </tr> <tr> <td><u>φ25 (円形)</u></td> <td><u>60以下</u></td> <td><u>100以下</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>80以下</td> <td>150以下</td> <td><u>雨水ます2号型</u></td> </tr> <tr> <td><u>φ30 (円形)</u></td> <td><u>80以下</u></td> <td><u>150以下</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>95以下</td> <td>200以下</td> <td><u>雨水ます3号型</u></td> </tr> <tr> <td>φ60 (円形)</td> <td>130以下</td> <td>200以下</td> <td><u>特殊雨水ます1号型</u></td> </tr> <tr> <td>φ70 (円形)</td> <td>155以下</td> <td>250以下</td> <td><u>特殊雨水ます2号型</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 ますの深さが155cmを超える場合は、人孔(マンホール)を使用すること。 2 ますの深さは、下流側の管底までとする。 3 角形ポリプロピレン樹脂製の雨水ますも上表による。 <u>4 φ60 (円形)、φ70 (円形) はインバートを設けること。</u> <u>5 φ25 (円形)、φ30 (円形) はポリプロピレン樹脂製の雨水ますとする。</u></p>	ますの内法幅 (cm)	ますの深さ (cm)	接続管径 (mm)	構造図呼称	24	60以下	100以下	<u>雨水ます1号型</u>	<u>φ25 (円形)</u>	<u>60以下</u>	<u>100以下</u>		30	80以下	150以下	<u>雨水ます2号型</u>	<u>φ30 (円形)</u>	<u>80以下</u>	<u>150以下</u>		40	95以下	200以下	<u>雨水ます3号型</u>	φ60 (円形)	130以下	200以下	<u>特殊雨水ます1号型</u>	φ70 (円形)	155以下	250以下	<u>特殊雨水ます2号型</u>
ますの内法幅 (cm)	ますの深さ (cm)	接続管径 (mm)																																																		
24	60以下	100以下																																																		
30	80以下	150以下																																																		
40	95以下	200以下																																																		
φ60 (円形)	130以下	200以下																																																		
φ70 (円形)	155以下	250以下																																																		
ますの内法幅 (cm)	ますの深さ (cm)	接続管径 (mm)	構造図呼称																																																	
24	60以下	100以下	<u>雨水ます1号型</u>																																																	
<u>φ25 (円形)</u>	<u>60以下</u>	<u>100以下</u>																																																		
30	80以下	150以下	<u>雨水ます2号型</u>																																																	
<u>φ30 (円形)</u>	<u>80以下</u>	<u>150以下</u>																																																		
40	95以下	200以下	<u>雨水ます3号型</u>																																																	
φ60 (円形)	130以下	200以下	<u>特殊雨水ます1号型</u>																																																	
φ70 (円形)	155以下	250以下	<u>特殊雨水ます2号型</u>																																																	
129	エ 樹脂製宅地内ます(取付管に接続するますを除く) (ア) 略 (イ) ますぶたには、「汚水」、「雨水」の表示をすること。	エ 樹脂製宅地内ます(取付管に接続するますを除く) (ア) 略 (イ) ますぶたには、「汚水」、「雨水」、「 <u>浸透</u> 」の表示をすること。																																																		
129	新設	<p><u>オ 樹脂製宅地内最終接続ます(取付管に接続するます)</u> <u>(ア) 樹脂製宅地内最終接続ますの形状は、表25- による。</u> <u>(イ) ますぶたには、「汚水」、「雨水」、「浸透」の表示をし、さらに中央部分に「接続」の表示をすること。また、鎖付きのふたを使用すること。なお、金属製のふたについても同様とする。</u> <u>(ウ) 樹脂製ますの使用においては、ますの深さの基準に関わらず、必要以上に深く設置する</u></p>																																																		

ことがないよう留意すること。また、維持管理
を考慮し、可能な限り内径の大きなますを
設置すること。

(エ) 内径 20 cm の製品を使用する場合は、取
付管の維持管理上支障のない曲線（大曲り）
構造のますを使用し、内径 30・35 cm の
製品を使用する場合は段差付きの構造とする
こと。

(オ) 宅地内最終接続ますは泥だめ構造を有して
いないため、雨水ますとして使用する場
合は、上流側の宅地内雨水ますすべて（ドロ
ップます、φ60（円形）及びφ70（円形）
を除く。）に15 cm以上の泥だめをつけ、土
砂等を除去したうえで流下させること。

(カ) 汚水ますは、密閉することができるふたを
使用すること。

(キ) 分流地域の汚水ますには、雨水管を接続し
てはならない。また、雨水ますには、汚水管
を接続してはならない。

表 25- 樹脂製宅地内最終接続ます選定表

ますの内径 (cm)	ますの深さ (cm)	流入管径 (mm)	流入管径 (mm)
20	120以下 (100以下) 注3	100	100、125、150
30			100、150
35			
30 (塩化ビニル製 小型マンホール JISWAS K-9)	200以下	200	200、250
		250	250

注 1 ますの深さは下流側の管底とする。

2 内径 20 cm の製品を使用する場合は、曲
線（大曲り）構造とする。

3 内径 30 cm において接続管径 200 mm 以
上、250 mm 以下となる場合は、塩化ビニル
製小型マンホールを使用すること。

4 雨水浸透ますとして使用する場合は、浸透
構造付きとし、ますの深さを 100 cm 以下ま
でとする。

5 上記選定表に記載のない規格については、
各下水道（管理）事務所の排水設備係と協議
し、使用するものとする。

130	<p>オ トラップます</p> <p>(ア) 防臭トラップ雨水ますは、合流式地域の場合に、排水管からの臭気を防止する目的で雨水ますに、防臭トラップを設置してください。</p> <p>(イ) トラップます設置上の注意点。</p> <p>a 陶製トラップは使用できません。</p> <p>b トラップの封水深は、50mm以上100mm以下とします。</p> <p>c トラップますに使用する側塊、蓋等の構造及び材質は、本市「川崎市排水設備技術基準」（排水設備必携）に定める、一般のますに準じたものを用いてください。</p> <p>d トラップますは、連続して使用できません。</p>	<p>カ トラップます</p> <p><u>(ア) 設置条件</u></p> <p><u>悪臭防止のためには器具トラップの設置を原則とするが、次に該当する場合はトラップますを設置すること。なお、便所からの排水管は、トラップますのトラップに接続してはならない。</u></p> <p><u>i 既設の衛生器具等にトラップの取り付けが技術的に困難な場合。</u></p> <p><u>ii 食堂、生鮮食料品取扱所等において、残さ物が下水に混入し、排水設備又は公共下水道に支障を来すおそれがある場合。</u></p> <p><u>iii 雨水排水システムのます又は開きよ部分からの臭気の発散を防止する場合。</u></p> <p><u>(イ) 防臭トラップ汚水ます</u></p> <p><u>建築物等の状況により台所、浴室、洗濯場等の排水箇所接近して防臭トラップを設けることができない場合は、汚水ますの内部にその防臭装置を設置すること。</u></p> <p><u>(ウ) 防臭トラップ雨水ます</u></p> <p><u>合流地域の場合は、排水管からの臭気を防止するために、雨水ますに防臭トラップを設置すること。</u></p> <p><u>(エ) トラップは、封水深5cm以上、10cm以下とすること。</u></p> <p><u>(オ) 二重のトラップとしてはならない（器具トラップを有する排水管はトラップますのトラップ部に接続してはならない）。</u></p> <p><u>(カ) 合流地域において浸透施設を下流施設へ接続する場合、浸透施設への汚水逆流防止及び防臭のため、排水施設への接続管は浸透施設の流入管より高い位置に配管するとともに、防臭トラップ（雨水トラップ）を設置すること。また、必要に応じて逆流防止のため逆止弁を設置すること。</u></p> <p><u>(キ) トラップは、硬質塩化ビニル製の堅固なものとし、肉厚は管類の規格に適合するものとする。</u></p>
146	図25-29 私道共同排水設備	削除
147	<p>(3) 私道のます及びマンホールの設置基準</p> <p>ア 私道のます及びマンホールの設置基準</p> <p>(ア) 私道のます及びマンホール等の設置箇所</p> <p>私道の汚水ます及びマンホールは、排水管の起点、屈曲点、終点、勾配の変化点、合流部及び管径の変化点に設けてください。</p>	<p>(3) 私道のます及びマンホールの設置基準</p> <p>ア 私道のます及びマンホールの設置基準</p> <p>(ア) 私道のます及びマンホール等の設置箇所</p> <p>私道の<u>汚水</u>ます及びマンホールは、排水管の起点、屈曲点、終点、勾配の変化点、合流部及び管径の変化点<u>及びその他維持管理に必要な箇所</u>に設けてください。</p>

148	表25-19 <table border="1" data-bbox="194 123 722 271"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>排水管径</th> <th>取付管径</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">円形管</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>90° LT</td> </tr> <tr> <td>200、250</td> <td>150</td> <td>60° SVR+30° SR</td> </tr> </tbody> </table>	管種	排水管径	取付管径	接続方法	円形管	150	150	90° LT	200、250	150	60° SVR+30° SR	表25-19 <table border="1" data-bbox="863 123 1503 405"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>排水管径</th> <th>取付管径</th> <th>接続方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">円形管</td> <td>150</td> <td rowspan="4">150</td> <td>90° LT</td> <td></td> </tr> <tr> <td>200、250</td> <td>60° 及び 90° SVR</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>150、200、250</u></td> <td>MR、MSA</td> <td>マンホール口</td> </tr> <tr> <td><u>150</u></td> <td>MSB</td> <td>ます口</td> </tr> </tbody> </table>	管種	排水管径	取付管径	接続方法	備考	円形管	150	150	90° LT		200、250	60° 及び 90° SVR		<u>150、200、250</u>	MR、MSA	マンホール口	<u>150</u>	MSB	ます口
管種	排水管径	取付管径	接続方法																													
円形管	150	150	90° LT																													
	200、250	150	60° SVR+30° SR																													
管種	排水管径	取付管径	接続方法	備考																												
円形管	150	150	90° LT																													
	200、250		60° 及び 90° SVR																													
	<u>150、200、250</u>		MR、MSA	マンホール口																												
	<u>150</u>		MSB	ます口																												
166	(4) 敷地内に雨水流出抑制施設が存在する旨を明示した看板を設置してください。 また、特定都市河川浸水被害対策法の雨水浸透阻害行為の許可を要した場合は、「川崎市雨水浸透貯留施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例」に基づいた標識を設置するスペースを確保してください。	(4) 敷地内に雨水流出抑制施設が存在する旨を明示した看板を設置してください。 また、特定都市河川浸水被害対策法の雨水浸透阻害行為の許可を要した場合は、「川崎市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例」に基づいた標識を設置するスペースを確保してください。																														
167	(6) 耐震性能について	削除																														
171	3 鶴見川流域に該当するか否かの確認について 鶴見川流域については、幸区、中原区、高津区、宮前区及び麻生区の一部地域が該当します。川崎区と多摩区には該当地域はありません。詳細については、建設緑政局河川課まで問い合わせ願います。 なお、鶴見川流域の範囲は、国土交通省京浜河川事務所のホームページ(※)で御覧になれます。	3 鶴見川流域に該当するか否かの確認について 鶴見川流域については、幸区、中原区、高津区、宮前区及び麻生区の一部地域が該当します。川崎区と多摩区には該当地域はありません。 詳細については、建設緑政局河川課まで問い合わせ願います。 なお、 鶴見川流域の範囲は、国土交通省京浜河川事務所のホームページ(※)で御覧になれます。																														
171	5 雨水貯留施設の容量計算について 雨水貯留施設(調整池)の容量は、電子計算システムにより計算します。計算システムは、(財)国土技術研究センターのホームページ(※※)からダウンロードすることができます。	5 雨水貯留施設の容量計算について 雨水貯留施設(調整池)の容量は、電子計算システムにより計算します。計算システムは、 <u>国土交通省水管理・国土保全局</u> のホームページ(※※)からダウンロードすることができます。																														
171	※※(財)国土技術研究センターHP http://www.jice.or.jp/	※※ <u>国土交通省水管理・国土保全局HP</u> http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/chouseichi/index.html																														

※新旧対照表(正誤表)についての問合せ先
 まちづくり局 指導部 宅地企画指導課 宅地企画担当
 電話 044-200-3087

表 22- 1

		普通ごみ		資源物 空き缶・ペットボトル、空きびん、 ミックスペーパー、プラスチック製容器包装	粗大ごみ	備 考
		保管区分	基 準			
共同住宅	共同住宅	フタ付き ポリ容器 (70 l)	3世帯につき 0.5㎡	25 世帯につき 2㎡	3 世帯につき 0.5㎡ 最低 2㎡	※普通ごみの保管区分 (1) ポリ容器は、排出量が一日平均 300 kg 未満とする。 (2) 排出量が一日平均 300 kg を超える場合は、中型コンテナ又は自動貯留排出方式とすること。 ※粗大ごみの保管施設 100 世帯以上で 1ヶ所の場合は、基準面積の 3分の 2 とする。 ※自動貯留排出方式は、建築物の規模を考慮すること。
		中型コンテナ (500 l)	15 世帯につき 1㎡			
		自動貯留排出方式	建物単位で 1 施設			
	独身寮 ワンルーム	フタ付き ポリ容器 (70 l)	7 人につき 0.5㎡	50 人につき 2㎡	10 人につき 0.5㎡ 最低 2㎡	
		中型コンテナ (500 l)	50 人につき 1㎡			
		自動貯留排出方式	建物単位で 1 施設			
事務所ビル 商業ビル その他	フタ付き ポリ容器 (70 l)	1 事務所で 1 個	※ 延べ床面積 3,000㎡以上の建築物 (1) 商業・事務所ビル 4㎡以上、規模・業務形態を考慮すること。 (2) 文化施設・ホテル 3㎡以上、規模・業務形態を考慮すること。 (3) その他 2㎡以上、規模・業務形態を考慮すること。 ※ 延べ床面積 3,000㎡未満の建築物 2㎡以上、規模・業務形態を考慮すること。	事業者の責任 において処理 すること。	※事務所については、1 事務所当たりの面積を 70㎡とし 1 事務所 0.5㎡とする。 ※店舗については、1 店舗 0.5㎡ 但し、排出量に応じて増加すること。 ※飲食店は、35 l の容器とする。 ※中型コンテナは、排出量が一日平均 300 kg 以上とする。 ※コンパクターコンテナ方式は、自己搬入とし別途協議とする。 ※自動貯留排出方式及びコンパクターコンテナ式による貯留能力は、4 日分以上とする。	
	中型コンテナ (500 l)	120 kg で 1 個				
	自動貯留排出方式	建物単位で 1 施設				